

2017.7.24. 札幌市 かでる 2・7

シンポジウム

考えよう 市町村における被害者支援

～どの地域でも 必要な支援を受けられるように～

プログラム 3：被害者の声

「長女を殺人事件で奪われて」

生井 澄子 (宙の会)

お集りの皆様こんにちは。只今ご紹介頂きました。生井澄子と申します。

私は 27 年前、1990 年 12 月 19 日に事件が発生して、その時長女を亡くしました。あの日の朝、「行って来ます」と元気よく出て行った娘が帰宅せず、3 日後に遺体となって見つかりました。夫がその遺体を確認して、「宙恵（みちえ）だった」と私に告げた時は、夢の中のよう出来事で信じられませんでした。

警察署の霊安室に行けなかった私に「それでも母親なのか！」と叱責されたことは憶えているのですが、「宙恵だった」と言った後のことはもう憶えていません。無言のまま家に戻ったような気がします。

夫の単身赴任中の出来事でしたので、子どもたちを守っていた私の責任は大きく重いものでした。夫は、小さい時に体が弱く病気ばかりしていた長女の事を心配して、家族の誰よりも心にかけておりました。その大事な娘を私は死なせてしまいましたので、夫になんと言って詫びたいか、悲しみと責任が体中を駆け巡りました。

でも私は、その夜のうちに「ごめんなさい。許して下さい」と謝ることが出来ました。夫は、私を責めるようなことは一言も言わず「俺がいたら・・・」と云ったきりで、後は何も云いませんでした。

通夜と告別式が終わって、宙恵はお骨になって家に戻って来ました。そして間もなく、新しい年が来て、夫は、4、5 日家におりましたけれど、仕事に戻っていきました。それから数週間し

て、容疑者が判明しました。容疑者は、宙恵の高校の2年後輩の男でした。そして、同じ町内に住んでおりました。娘と、その容疑者との関係を警察は調べてくださいましたが、どこにも接点はありませんでした。知らない男に殺されてしまったのです。

宙恵の高校生時代には、その男は同じ町内にはいなかったと、後から知人から聞きました。全国に指名手配になった容疑者は、1周忌、3回忌、7回忌を迎えても逮捕されませんでした。そして13回忌を迎えようとしていた2002年2月に夫が病気で亡くなりました。ベッドの上で「あの野郎」と容疑者に腹をたてておりましたけれども、事件の結末を知る事なく、最愛の娘の所に逝ってしまいました。私は娘と夫の無念の思いを、悔しさを背負うことになりました。

事件後は、夫ともあまり話のしない生活が続きました。あの時は本当に苦しくて死にたい死にたいと思いました。毎日毎日、その事ばかり考えておりましたら、带状疱疹という病気にかかりました。そして毎日、皮膚科に通っておりました。1ヶ月の間通っておりましたが、通院のバスの中や、待合室での待ち時間にいろいろ自分のことを考えました。

夫に優しい言葉や態度を期待しておりましたのに、夫は何も云ってくれないので、きっとそのいらいらが病気を招いたのではないかと私は思うようになりました。自分で自分を病気にするのはもう止めようと思いました。そんなことを考えているうちに、少しずつ病気もよくなりました。

このような夫との間のことや家庭の問題を、自分の身内に話すことも友人に話すこともできませんでした。そんな時はやはり、そういう道の専門家に、話を聞いていただき、良いアドバイスを頂いたなら、また別の考えをもって夫に接することができただろうなど、今になってそんな風に思います。しかし、何ととっても、こんな事件が起きなければ、宙恵さえ生きていればと、本当に悔しく、今でもそう思っております。

警察は容疑者が確定してからはあまり顔を見せなくなりました。それで私は、時々警察へ行きました。「何か進展がありましたか？」とお尋ねしても、警察は「何も情報が入りませんので」という同じお返事しかいただけませんでした。

そして、とうとう逮捕されないまま時効を迎えてしまいました。国は殺人犯に自由を与え、無罪放免にしたのです。こんな法律っておかしい！ 時効は要らない！とその時思いました。

時効を迎えてしまってから、今日こそは！ 今日こそは！ と逮捕の知らせを待っていたあの期待感も、また、娘と夫の無念の思いを晴らす機会も無くなって、気持ちの張りもどんどん無くなっていくような気がしました。

そんな時、警察の方が見えられて、民事訴訟の話をしていかれました。そして、弁護士さんの住所と電話番号を教えていただきました。その民事裁判を教えてくださった方は、現役の機動捜査隊の隊長さんでした。時効の前に、私は、ある人が私を連れて西警察署、それから手稲警察署、機動捜査隊と、「今年時効になりますので、よろしくお願いします」と言って、一緒に回ってくださった方がおりました。その方は、事件発生当時、西警察署の署長さんで、事件の翌年に、定年を迎えられたのですが、第二の職場に行きながら、時々私のところに来て、様子を聞きにまいりました。「自分が署長の時の未解決事件ですから」ということで、心にかけてくださって、たびたびお顔を見せてくださいました。その方が、私を警察署に連れて行ってくださったわけです。その方には大変、大変お世話になりましたし、本当に心強く思いました。

民事裁判のことも、どうしようか考えました。犯人も捕まっていないのに、裁判なんてできないのではないかと思いました。でも、一度弁護士さんに会っていろいろ話をしてみましようということで、私と、その元署長さんだった方と二人で弁護士事務所を訪れました。裁判はできるということで、じゃあもう最後の一押しだからやってみようと思って、裁判をすることにしました。それで、裁判所へも、その元署長さんが一緒に行ってください、ほんとに心強く思いました。

裁判は、容疑者が犯罪に関与したという判決を下さって、損害賠償の請求する権利をくださいました。私は、裁判所にいる間、本当に緊張しました。終わった時は、「ああ、これでもう何もすることない。することは全部終わった。」とほっとしました。でも10年経って、また民事裁判をしなければならないということ、はじめは知りませんでしたので、もうそれで永久のものだ

と思って、喜んでおりましたけれども、来年判決から10年を迎えるということで、また裁判をすることになりました。

山田弁護士先生と色々相談して、裁判を進めていきました。そして、今年の3月16日に裁判をしていただき、1週間後の23日に、前回と同じ損害賠償の判決を戴きました。私は、はじめは色々と費用もかさむので、前回の判決の金額の半額を希望して、手続きを進めておりました。でも、そのことが新聞に載りまして、その新聞を読まれた方が、お母様の遺産の一部だと思うんですけれども、匿名で、私のところにお金が届きました。お手紙も添えてあったんですけれども、それを読みながら、私は、泣けて仕方ありませんでした。その方の被害に遭った私を思いやる気持ちが伝わって来て嬉しく泣いてしまったのです。そのお金の一部をお借りして、全額を請求することに、山田先生と相談して、決めました。それで全額の判決を頂くことができたわけです。

このように、2度も民事裁判を起こしてしまいましたが、これからまた、他の方も、そんな目に2度もあうようなことになるのではないかと思います、そのことも考えていただきたいな、と。また、費用のことももう少し考えていただきたいなと思って、一言、裁判の時にお話させていただきました。これから少しずつ民事裁判も変わっていけばいいなと思います。

そして、この度、このような条例を作る会というのを知って、本当にそうだと思います。やっぱり、大きな都市だけでなく、小さい町も隅々で何があるか分からない時代ですので、そういう条例を制定していただければ、私たち被害者も、苦しいことも少しは減って、生きられるのではないかと思います。私も何かお手伝いできることがあれば、この条例を作る会のお手伝いをしてみたいと思っています。

時間を割いて、私の話を聞いていただきました。ありがとうございました。